

令和8年6月4日

各 位

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

【注意喚起】当協会のバナー画像等を無断使用した不審な広告にご注意ください

動画配信プラットフォーム「TikTok」等のSNS上において、当協会のバナー画像等を無断で作成・使用し、あたかも当協会が「還付金」の支給に関与しているかのように装った広告が配信されているとの情報が、複数寄せられています。

こうした広告は、当協会とは一切関係がありません。皆さまにおかれましては、くれぐれもご注意くださいますようお願いいたします。

【被害に遭わないために】

- 安易にアクセスしないでください
SNS広告に掲載されたリンクを不用意にクリック（タップ）しないでください。
- 個人情報を入力しないでください
氏名・住所・電話番号・口座情報等を求められても、入力しないでください。
- 金銭を振り込まないでください
「手数料」「事務費用」等の名目で金銭の支払いを求められた場合、詐欺の可能性が極めて高いと考えられます。

【本件についてのお問い合わせ】

下記ナビダイヤルまでお願いいたします。

貸金業相談・紛争解決センター

電話 0570-051-051（受付時間 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

以上